会議記録

名 称	令和4年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会		
日 時	令和4年6月30日(木) 午後2時から3時30分		
場所	御殿山会館 3階 大会議室		
出 席 者	委員 14名 (別表のとおり)		
	事務局 8人		
	(亀山部長、中村課長、長谷川課長補佐、岩田、飯島、藤田、笹本、吉田)		
	各地域包括支援センター管理者 6人		
	(東:小林、東部台:福田、北:小久保、中央:小川、南:伊藤、西:小倉)		
Later and Colored ANN A PERMANANTAL AND ANN AND AND			

内容及び結果等

内容及び 〇上記会議を開催した。結果は、次のとおり。

- 1 開会(「3 委員自己紹介」まで進行:中村課長)
 - ・新たに委員になられた方2名に、委嘱状交付式を行うところだが、新型コロナ対策のため机上に置かせていただく。簡易的な交付となるが、ご理解願いたい。令和6年3月31日までの任期、よろしくお願いしたい。
 - ・新型コロナ対策のため、説明は要点を絞り会議時間の短縮を図る。約70分 の会議としたいので、スムーズな議事の進行にご協力願いたい。

2 会長あいさつ

・鈴木副会長とともに務めさせていただく。コロナや暑さなど、予断を許さない状況は続いている。鹿沼市の高齢化率は30.86%となり、高齢者支援の必要性はますます深刻化している。課題はたくさんあると思うが、包括の皆さんは日々ご苦労様です。協議会としても力になっていきたい。本日は宇都宮短期大学の小野准教授より講演いただく。よろしくお願いしたい。

3 委員自己紹介

・委員は別紙名簿順に、事務局と各包括は席順(配置図参照)に、中村課長が紹介。

4 議事(進行:福田会長)

(1) 令和3年度実績報告について(説明:長谷川課長補佐)

資料 令和3年度鹿沼市地域包括支援センター年報に基づき、昨年度新規事業等を中心に説明を行った。

- ・11 ページ「一般介護予防事業」ではコロナ禍で中止となった教室などの代替事業としてチラシの配布や介護予防動画の作成・放映を行った。
- ・16ページ「包括的支援事業」の総合相談・支援件数は8,415件だった。
- ・21 ページ「高齢者虐待に関する相談」について、通報件数は 23 件で、介護支援専門員からの通報が 13 件と最多であった。
- ・31ページ「生活支援体制整備事業」として、移動スーパー事業を開始した。
- ・35ページ「その他の事業」として、認知症ケアパスの改訂を行った。
- (2) 令和4年度運営体制及び事業計画について 資料1 (説明:岩田主査)
 - ・4ページ 保健師業務計画:

今年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施がはじまる。

- ・5ページ 社会福祉士業務計画:認知症対策として、若年性認知症についてワーキンググループを設置し対応等の検討を行っていく。
- ・6ページ 主任介護支援専門員業務計画: 自立支援チーム会議にて、多職種協働で事例検討やケアマネジメント支援を 行う。
- ・7ページ 鹿沼東地域包括支援センター(独自事業): 各講座の開催により、地域とのネットワーク構築を図る。
- ・8ページ 鹿沼東部台地域包括支援センター(独自事業): センターについてホームページやコミセンだよりに掲載し、情報発信してい く。
- ・9ページ 鹿沼北地域包括支援センター(独自事業): 市と連携して菊沢地区転倒予防教室を開催し、菊沢元気アップくらぶを立ち 上げる。
- ・10ページ 鹿沼中央地域包括支援センター(独自事業): 各種教室やサロン等で介護予防の取り組みを推進する。
- ・11 ページ 鹿沼南地域包括支援センター(独自事業): 認知症支援として、認知症カフェいちごの花を開催、認知症サポーター養成 講座を開催する。
- ・12 ページ 鹿沼西地域包括支援センター(独自事業): 高齢者の実態訪問調査を実施して地域の独居・シルバー世帯の把握を行う。

(3) 質疑・応答

奥山委員:ここ3年で状況が大きく変わっているため、今まで通りの事業の実施が難しいと思う。年報でも、Web の活用や代替事業を行う等の工夫が散見される。年報は未来に残す大切な記録のひとつになるため、折角作成するなら「はじめに」の部分に社会情勢を盛り込んだり、コロナ対策を講じて工夫した事項をまとめたり等してもよかったのでは。

→長谷川補佐:「はじめに」でコロナについて抜けてしまい申し訳ない。令和2 年度は市役所全体として収束を待つしかないような雰囲気であったが、市も包括も、対象が高齢者という点で判断の難しさはあったが、令和3年度は状況をみながら年報に掲載の通り工夫して実施した。

田野井委員:コロナ3年目だが、今秋の各地区の敬老会も中止になっている。ふれあい、集まりの場が減少する中で引きこもり高齢者は増えており、民生委員の負担も増える一方。活発に活動し始めている高齢者もいれば、まだまだ心配だという高齢者もいる。二極化してきている現状があるが、市として何か考えるところはあるか。

- →亀山部長:コロナ禍でそのような状況があることは把握しているため、在宅でもできる介護予防等の取組みを推進している。高齢分野だけでなく、保健福祉部内で連携して地域共生社会を目指していきたいと考えている。
- 5 基調講演「地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割 と課題について」(講話:小野委員)
 - ・別紙講演資料の通り

6 各委員からの自由意見

- 奥山委員:講話内でもあった通り、包括の業務量や幅は増えていると思うが、市 は予算や人員を増やすことは考えているか。
 - →亀山部長:要支援者の課題が多様化しているため、国も、地域包括支援センターは高齢者だけでなく徐々に対象を広げていこうとしている。市としても、その方針に合わせて拡充していけたらと思う。
- 田野井委員: 先日「ケアマネジャーはらはら日記」という、包括勤めの岸山ケア マネジャーの著書を読んで、包括は何でも屋のようだと感じた。 鹿沼 市は、現在6包括体制だが、対応しきれないのではと思う。
 - →小野委員:包括の設置については国が基準を定めており、鹿沼市もそれに基づいて設置している。しかし、支援の実際として、どの自治体も人手不足という課題はあると考えられる。
- 鈴木副会長:事業評価について、自分は専門家でないため解釈が難しかった。しかし丁寧に回答をお返しいただき感謝する。折角実施している事業評価が、講話にあった PDCA に生かされなくては意味がないと感じたが、高齢福祉課の中では協議等したのか。
 - →岩田主査:各包括とは月1回連絡会を開催しているため、そこで回答にあたっての考え方については共有した。結果は年末までにまとまる予定。 第2回の運営協議会でお示しする。
 - →長谷川補佐:小野委員の講話を聞いて、各包括と対話し、事業の質の向上に 役立てたいと感じた。
- 鈴木副会長:今年4月に新聞に「小学6年生の6%(15人に1人)はヤングケアラーである」という記事があり、注視している。ヤングケアラーの支援は包括が担当することになるのではないかと考えたが、包括や市としてどこまで実態把握しているのか。
 - →中村課長:6月の議会でも質問があった。ヤングケアラーの支援は所管がこども未来部であり、これから課題を洗い出して対応していこうという段階。今年度条例制定予定。

7 その他

・令和4年度第2回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会は、令和5年1月 から2月頃を予定している。新型コロナの感染拡大状況によっては書面開催

とする場合もある。よろしくお願いしたい。 8 閉会(進行:中村課長) 以上で、運営協議会を閉会する。 配布資料 (1) 令和4年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 会議次第 (2) 鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (3) 令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター年報 (4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料) 次回予定 令和5年1月から2月頃(新型コロナの感染状況により書面開催)			
以上で、運営協議会を閉会する。 配布資料 (1) 令和4年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 会議次第 (2) 鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (3) 令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター年報 (4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
配布資料 (1) 令和4年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 会議次第 (2) 鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (3) 令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター年報 (4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
(2) 鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 (3) 令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター年報 (4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
(3) 令和3年度 鹿沼市地域包括支援センター年報 (4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
(4) 資料1 令和4年度事業計画 (5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題に ついて(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
(5) 配席図 (6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
(6) 地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について(宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
ついて (宇都宮短期大学 小野准教授 講演資料)			
か同子ウ			
次回予定 令和5年1月から2月頃(新型コロナの感染状況により書面開催)			
記 録 者 高齢福祉課地域包括ケア推進係 藤田			
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況			
(該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別 公 開 ・ 非公開 (公開の場合)傍聴人数 0			

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿 (受付用)

出席者数 委員14名、事務局8名、包括管理者6名

No	団体名等	氏名(敬称略)	出席
1	上都賀郡市南部地区医師会	おくやま あきひこ 奥山 明彦	出席
2	鹿沼歯科医師会	そうま ひでのと 有馬 英人	出席
3	鹿沼薬剤師会	トラッキ かずひこ 和彦	出席
4	鹿沼地区介護支援専門員連絡会	かわた まきかず 川田 雅一	出席
5	栃木県看護協会県西地区支部	齋藤 澄子	出席
6	鹿沼市特養連絡協議会	福田英夫	出席
7	市内老人保健施設(たけむらクローバー館)	森下輝治	出席
8	鹿沼市介護者の会	西澤 三好子	出席
9	鹿沼市自治会連合会	ませいかずままます。	欠席
10	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	すずき たげる 茂	出席
11	鹿沼市ボランティア連絡協議会	サ だ ようご 須田 陽子	出席
12	鹿沼市老人クラブ連合会	*************************************	出席
13	鹿沼市社会福祉協議会	たのい 田野井 武	出席
14	栃木県県西健康福祉センター	斎藤 弘美	出席
15	宇都宮短期大学	が野 第司	出席

- 事務局出席者 8 人 亀山部長、中村課長、長谷川補佐、岩田主査、飯島主事、藤田保健師、笹本主任介護支援専門員、吉田社会福祉士
- ・各包括出席者 6人 東・小林管理者、東部台・福田管理者、北・小久保管理者、 中央・小川管理者、南・伊藤管理者、西・小倉管理者

令和4年度 第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

> と き 令和4年6月30日(木) 午後2時から ところ 御殿山会館大会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 議 事
- (1) 令和3年度実績報告について

資料 令和3年度鹿沼市地域包括支援センター年報

(2) 令和4年度運営体制及び事業計画について

資料 1

- (3) 質疑・応答
- 5 基調講演

「(仮) 地域包括支援センターに求められる役割」 運営協議会委員 宇都宮短期大学人間福祉学科 小野篤司 准教授

- 6 各委員からの自由意見
- 7 その他
- 8 閉 会

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 鹿沼市地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営及び中立・公平性の確保並びに本市の地域包括ケアの推進を図るため、鹿沼市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) センターの設置及び方針及び運営に関すること
 - (2) センターの職員の確保に関すること
 - (3) その他の地域包括ケアに関すること

(組織等)

- 第3条 運営協議会は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 2 前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長)

- 第5条 運営協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 運営協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の事務局は、保健福祉部高齢福祉課内に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成17年12月21日から施行する。
- この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

鹿沼市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

(任期:令和3年4月1日から令和6年3月31日まで) (任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

No	役職	氏 名	団体名等	組織区分
1		おくやま あきひこ 奥山 明彦	上都賀郡市南部地区医師会	(1)職能団体
2		そうま ひでひと 相馬 英人	鹿沼歯科医師会	(1)職能団体
3		下妻 かずひこ	鹿沼薬剤師会	(1)職能団体
4		かわたまさかず	鹿沼地区介護支援専門員連絡会	(1)職能団体
5	<u>新 任</u>	意味 登子	栃木県看護協会県西地区支部	(1)職能団体
6	会 長	をくだ ひでお 福田 英夫	鹿沼市特養連絡協議会	(1)サービス事業者
7		森下 輝治	市内老人保健施設(たけむらクローバー館)	(1)サービス事業者
8		西澤 三好子	鹿沼市介護者の会	(2)サービス利用者
9		吉井 和夫	鹿沼市自治会連合会	(3)地域関係者
10	副会長	まずき しげる 鈴木 茂	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	(3)地域関係者
11		また ようこ 須田 陽子	鹿沼市ボランティア連絡協議会	(3)地域関係者
12		がずき やすこ 鈴木 康子	鹿沼市老人クラブ連合会	(3)地域関係者
13		たのい たけし 田野井 武	鹿沼市社会福祉協議会	(3)地域関係者
14	新任	斎藤 弘美	栃木県県西健康福祉センター	(3)地域関係者
15		小野 篤司	宇都宮短期大学	(4)学識経験者

令和4年度地域包括支援センター運営体制

名 称	東地域包括支援センター	東部台地域包括支援センター	北地域包括支援センター	中央地域包括支援センター	南地域包括支援センター	西地域包括支援センター
名 称	(高齢者支援センター東)	(高齢者支援センター東部台)	(高齢者支援センター北)	(高齢者支援センター中央)	(高齢者支援センター南)	(高齢者支援センター西)
委託法人名	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	上都賀厚生農業	社会福祉法人	社会福祉法人
	津田福祉会	朝日会	緑風会	協同組合連合会	久寿福祉会	信徳会
	北犬飼コミュニティ	木村ビル1階	オレンジホームデイ	老人保健施設	デイサービス	粟野コミュニティ
設置場所	センター内	(特養花の風向かい)	サービスセンター内	かみつが内	センターリズム内	センター内
住 所	上石川 1465-4	幸町 2-1-26	富岡 492-2	上殿町 960-2	樅山町 40-2	□粟野 1780
電話番号	74-7801	74-7337	62-9688	64-7236	60-2000	85-1061
開設日時	月~金曜日 8時30分~17時15分					
担当地区	北犬飼・鹿沼東部	東部台・鹿沼北部	板荷•菊沢	東大芦・加蘇・	北押原•南押原	南摩・粟野・清洲・
(生活圏域)	11人则 使心术的			西大芦•鹿沼中央	10件以《用件以	粕尾•永野
高齢者人口※	5,287人	6,063 人	4,457人	4,537人	4,742 人	4,270 人
担当地区面積	28.74 km²	5.09 km²	57.66 km²	157.45 km²	34.34 km²	207.34 km²
職 種	職員名	職員名	職員名	職員名	職員名	職員名
管 理 者	小林 和宏 (兼務)	福田 貴子(兼務)	小久保 愛(兼務)	小川 和哉(兼務)	伊藤 とし子(兼務)	小倉 美由紀(兼務)
主任ケアマネ	小林 和宏	丹羽 晃子	小久保 愛	小川 和哉	伊藤 とし子	齋藤 たお子
社会福祉士	丸山 達也	福田 貴子・上田 真菜美	大出 佳輝	堤 忍	中村 早苗	江口 侑弥
保健師等	阿久津 梨永	齋藤 八重子	小太刀 礼子	大門 幸子	豊田和江	小倉 美由紀
プランナー	岡田 ひろみ		横田 正子		河又 申枝	
	1 介護予防・日常生活支援総合事業					

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 (2) 一般介護予防事業

2 包括的支援事業

- (1) 総合相談支援事業 (2) 権利擁護事業 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (4) 在宅医療・介護連携推進事業

- (5) 生活支援体制整備事業
- (6) 認知症総合支援事業
- (7) 地域ケア会議推進事業
- 3 「地域包括支援センター業務マニュアル」により実施できる事業
- 4 地域包括ケアを行うために必要と市が認めた事業
- 5 各地域包括支援センター独自の事業
- 〇統括部署: 鹿沼市高齢福祉課 鹿沼市地域包括支援センター(高齢者支援センター鹿沼)
 - ・所長(課長兼務)1 ・保健師 2 ・社会福祉士 1 ・主任介護支援専門員 1 ・事務職員 2 ・会計年度任用職員(看護師 2) ※高齢者人口は R4.3.31 現在

令和4年度 事業計画について

<地域支援事業について>

介護保険法に基づき平成18年度に創設された介護予防事業、包括的支援事業、及びその他の地域 支援事業(任意事業)を行い、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、 要介護状態となった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができる ことを目的として実施するものである。

また平成27年の介護保険法改正では、総合事業が開始されるとともに、包括的支援事業の イ 地域ケア会議推進事業、ウ 在宅医療・介護連携推進事業、エ 生活支援体制整備事業、オ 認知症総合支援事業が新設された。

本市では平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、ア 介護予防・生活支援サービス事業、イ 一般介護予防事業を地域支援事業として実施している。

〈鹿沼市が実施する地域支援事業―覧〉

_ <鹿沼市が実施する地域支援事業一覧> 			
事 業 名	事 業 内 容		
介護予防·日常生活支援 総合事業	ア 介護予防・生活支援 サービス事業	 ・訪問型サービス(第1号**訪問事業) ・鹿沼市介護予防ホームヘルプサービス ・訪問型サービス A ・通所型サービス(第1号通所事業) ・鹿沼市介護予防デイサービス ・通所型サービス B ・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) ・介護予防ケアマネジメント C 	
	イ 一般介護予防事業	・介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・一般介護予防事業評価事業・地域リハビリテーション活動支援事業	
包括的支援事業	ア 地域包括支援センターの運営 ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 イ 地域ケア会議推進事業 ウ 在宅医療・介護連携推進事業 エ 生活支援体制整備事業 オ 認知症総合支援事業		
任意事業	ア 家族介護支援事業 ・家族介護者教室事業 ・認知症高齢者見守り事業(サポーター養成・キャラバンメイト養成等) ・家族介護継続支援事業(元気回復事業・慰労事業) イ その他の事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・福祉用具・住宅改修支援事業		

[※]第1号事業…介護保険法第115条の45第1項第1号に定める事業

令和 4 年度 総合事業・生活支援体制整備事業 事業計画

1. 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービスの実施
 - ・ 鹿沼市介護予防ホームヘルプサービス (旧介護予防訪問介護相当サービス)
 - ・訪問型サービスA (シルバー人材センターによる生活援助)
- (2) 通所型サービスの実施
 - ・ 鹿沼市介護予防デイサービス (旧介護予防通所介護相当サービス)
 - ・通所型サービスB (住民主体の通所型サービス)
- (3) 実施を検討するサービス
 - ・通所型サービスA(事業者主体の緩和した基準による通所型サービス)
 - ・訪問型サービスB(住民主体の訪問型サービス)
 - ・通所型サービス C (市が行う生活機能改善の短期集中予防サービス)

2. 生活支援体制整備事業

(1) 第1層及び第2層の運営及び支援策の検討

日常生活圏域17地区すべてに第2層協議体(地域の話し合いの場)が設置され、引き続き各地区の特色ある活動や地域資源等の調査を行う。

本年度は、委託先である鹿沼市社会福祉協議会と連携を密にし、各協議体の活動をさらに進められるよう、各地区の状況に合わせた支援策を検討する。

また、把握した各地区の状況を各関係機関へ周知し、第2層間での情報共有を進めるとともに、第1層協議体での議論が深められるよう第1層と第2層の連携を図る。

(2) 買い物支援事業の推進

民間事業者と協働で「移動スーパー」を推進し、買い物が困難な地域住民の支援 を図るとともに、買い物に関する地域ニーズの調査を引き続き実施する。

事業開始から半年が経過したことから、販売箇所やルート等の見直しを検討し、 より多くの地域住民のニーズを満たせるよう取り組む。

令和4年度 保健師業務計画

1. 在宅医療・介護連携推進事業

- ア) 地域医療・福祉資源の把握:「医療・介護資源ガイドブック」の電子化と更新
- イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討:「在宅医療・介護連携推進会議」の開催(10月6日予定)
- ウ) 切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築推進:認知症初期集中支援チームとの連携
- エ) 医療・介護関係者の情報提供の支援:「在宅療養多職種連携ガイドブック」のHP掲載
- オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援:コーディネーターの配置と相談窓口の設置
- カ)医療・介護関係者研修会:「在宅医療と介護を考える会」、症例検討会「コレデイイノ禍」 への参加、協力
- キ)地域住民への普及啓発:2022年度版「エンディングノート」の活用、出前講座の実施
- ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携:在宅医療・介護連携行政担当者会議、 「11 月人生会議の日」市民への普及啓発実施

2. 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

各種教室参加者や年度内に75歳になる人を対象に、健康状態を評価する後期高齢者の質問票を行い、支援を要する人を把握し介護予防活動へつなぐ。また、関係機関や地域から収集した情報を活用し、同様に介護予防活動へつなぐ。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防教室や認知症予防教室、出前講座等において普及・啓発を行う。その際、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士等、専門職の力を活用し、一人一人が継続して介護予防に取り組めるよう支援する。また、市のホームページや鹿沼ケーブルテレビ等において、コロナ禍でも自宅でできる介護予防の取組みを推進する。

(3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防運動教室で運動指導を行うボランティア(KANUMA元気アップ応援隊)の養成 講座を実施し、住民の力を活用した住民主体の介護予防を推進。また、フォローアップの ための研修会を行い、ボランティアの力量向上を目指すとともに、活動の後方支援を行う。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職協会鹿沼支部と連携し、元気アップくらぶにリハビリ専門職の講師を派遣することで、地域での介護予防の取り組みを機能強化する。

3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

保険年金課・高齢福祉課・健康課で連携し、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みを一体的に行う。

- (1) 通いの場等において、フレイル予防に関する健康教室・健康相談を実施する
- (2)後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態の高齢者を把握する
- (3) 把握した高齢者の状況に応じた支援を行う

令和 4 年度 社会福祉士業務計画

1. 総合相談・支援事業

地域住民等からの相談に応じ、適切なサービスや機関につなぐとともに、困難事例など必要に応じて、委託地域包括支援センターと協働・連携して支援する。

2. 権利擁護事業

- (1) 高齢者虐待事例について、委託地域包括支援センターと支援策の検討や医療機関、 ケアマネジャー、民生委員など関係機関と協働・連携しながら支援する。
 - 委託地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所職員を対象に、高齢者の権利 擁護に関する研修会を実施する。
- (2) 令和2年度より鹿沼市成年後見センター(中核機関)を設置。「成年後見制度相談会」および「権利擁護ケース検討会議」を開催し、制度に関する普及啓発や地域連携ネットワークの構築を目指す。
- (3) 令和3年度に策定した「鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき成年後見 制の利用促進に向けて取り組む。

3. 認知症対策

- (1) 医療や介護サービスにつながっていない認知症のある方について、「鹿沼市認知症初期集中支援チーム(医療・福祉の専門職で構成)」と地域包括支援センターが連携して当事者や家族を支援する。
- (2) 認知症についての正しい理解、普及啓発を図るため、認知症の方を地域で支援する「認知症サポーター」の養成を行う。また、実施方法についてはオンラインでの開催 も取り入れていく。講師となる市内のキャラバンメイトに対してのフォローアップや積 極的な活用にも取り組む。
- (3)「鹿沼市介護者の会」の事務局を担い円滑に実施されるよう支援する。また、認知症カフェ「いちごの花」の活動に対し支援・協力を行う。
- (4) 令和3年度改訂の認知症ケアパス(認知症の手引き)を活用し、認知症の人だけでなくその家族や身近な人が安心して生活できるよう、認知症に関する知識や対応、進行に合わせ利用可能なサービス等の周知・啓発を行う。
- (5) 若年性認知症についての調査、ワーキンググループを設置し現状の把握や対応策の 検討を行う。

4. 在宅介護支援センター

市内に7か所設置されている在宅介護支援センターとの連絡会を定期的に開催し、地域 包括支援センターとの連携を図る。介護による家族の負担軽減を目的としたリフレッシュ 事業を協力して実施する。

令和 4 年度 主任介護支援専門員業務計画

- *地域包括支援センターの主任介護支援専門員(以下「主任ケアマネ」という。) 業務について 令和3年度年報22ページ
- *地域支援事業の必須事業である包括的支援事業の一つとして、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行う。

1. ケアマネへの個別支援

*39事業所 86人のケアマネ (R4.4 現在)

- (1) 各地域包括支援センターの相談を常時受付け及び事業所訪問による相談支援
- (2) ケアマネが抱える支援困難事例に対し相談助言・指導
- (3) ケアマネジメント業務に対する支援 要支援・要介護認定者に対する、介護予防サービス・支援計画・介護サービス計画 の作成に関する相談助言

2. 研修会

- (1) ケアマネジメント研修会(2回予定) ケアマネの資質向上を図るための研修会
- (2) 課題に対する研修会(随時) ケアマネジャーに必要な知識の習得のための研修会
- (3) スーパービジョン (年 6 回) 対人援助技術の習得及び指導方法を学び、介護支援専門員への支援技術を、演習を 通して学ぶ研修会
- (4) 地域でのスーパービジョン (随時) 各委託地域包括支援センターが、担当地区内の居宅支援事業所のケアマネに対する スーパービジョンを行う。

3. 会議等

- (1) 自立支援チーム会議(介護予防のための地域ケア個別会議) *2 か月に1回 多職種協働による個別事例の検討やケアマネジメント支援を行うことで、高齢者の 自立を促し、生活の質の向上を目指すための会議
- (2) 地域ケア会議(処遇困難ケース検討会議) *必要時随時 高齢者の多様な個別課題に対し、保健・医療・福祉等にかかわる各種サービス担当 者や民生委員、その他関係者等で必要な支援体制についての検討を行う会議
- (3) 各種会議・研修会への参加 鹿沼市介護支援専門員連絡会、県西ブロック研修会等

令和4年度 鹿沼東地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターが市民に対してわかり易く、親しみを持ってもらえる相談窓口となるよう「高齢者支援センター東」の愛称となり、地域住民へ積極的に愛称を利用し理解を促していくよう取り組んでいきます。

また、関係機関と協働活動を行い、地域ネットワークの構築を図ります。 住み慣れた環境でその人らしく生活できる地域を目指し活動していきます。

①地域とのネットワーク

「認知症サポーター養成講座」、「介護予防各種講座」、「消費生活問題等講座」及び「権利擁護関連講座」等を小・中学校や老人会、自治会活動レベルで提案し、啓発活動を行います。

②介護予防支援

予防の観点を重視し、市と協力し元気アップくらぶ等への参加やほっとホーム、地域のサロン等への参加を通じ、介護予防に関する講座等を開催するとともに高齢者の健康増進に関する啓発を行います。

③ケアマネジメント支援

東包括支援センター地区管内の介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントを地域で 展開できるよう後方支援をするとともに、担当地区内の居宅介護支援事業所と連携し、必要 に応じ気づきの事例検討会を行います。

④認知症支援

専門機関との連携を密に行い、地域の認知症の方や家族等への相談支援を継続し早期発見・ 早期治療に結びつくよう支援します。

⑤広報活動

総合相談の窓口としてセンターを紹介する独自の「鹿沼東地域包括支援センターだより~ ひがし風~」を製作し、地域の皆さまに情報発信を行います。

令和4年度 鹿沼東部台地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

感染症対策に留意しながら、できるところから、地域課題に基づく独自事業を展開します。

- ①感染症対策及び遠方のご家族への対応として、オンラインで相談・面談できる環境を整え、 安心して相談対応できる機会を確保します。
- ②感染症予防による活動制限の代替えとして、ホームページやコミセンだよりを活用し、外部 に向け情報発信します。
- ③エリア内の交番と顔の見える関係づくりを行い、認知症や精神疾患のケース等で連携を図る ことができるようにします。
- ④虐待予防の普及啓発活動を行い、早期発見・対応につなげます。
 - ・民児協定例会でチラシを配布し、虐待対応の現状を伝える。
 - ・自治会の回覧でチラシを配布し、自治会長と虐待対応の現状を共有する。
- ⑤見守り活動会議を兼ね、自治会長、民生委員、ケアマネとの情報交換会を自治会単位で実施 し、顔の見える関係づくりに取り組みます。

令和4年度 鹿沼北地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

「地元地域との密着」を目的に、以下の活動を実施します。

①広報誌の配布

②老人会・ほっとサロンの訪問

連携を深めたり、包括独自の出前講座メニューを作成し、要望に応じて講座を開催します。

③菊沢地区転倒予防教室

上記教室を開催し、菊沢元気アップくらぶを立ち上げられるよう、引き続き市と連携・協力のもとに支援します。

④「オレンジホーム」と地域に向けての活動 地域交流プロジェクトに参加します。

⑤勉強会の開催

- ・多様な生活課題を持つ高齢者が地域で安心して生活ができるよう、担当エリア内の事業所 の介護支援専門員等と協働し、学ぶ機会を作りスキルアップを図ります。
- ・法人内在宅介護支援センターと事例検討会や勉強会を行います。

令和4年度 鹿沼中央地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

地域住民にとってより身近な存在になるために、地域ニーズに対応できるよう以下の活動を 実施します。

①介護予防

介護予防の取組みについて地域の高齢者と一緒に考え、現在開催している教室やサロンなどへの関わりを通じて、また、高齢者施設の専門職などの協力を得ながら、地域の高齢者が自主的に健康増進に取り組むことができるように協力します。

②地域とのネットワーク

地域住民や商業施設、高齢者施設などの社会資源との連携を図り、地域ネットワークを構築します。

③ケアマネジメント支援

ケース支援を通してより質の高いケアマネジメントの実践が展開できるよう、職員のスキルアップを図ります。

地域の介護支援専門員と地域住民との交流もスムーズになるよう連絡調整を図ります。

④認知症支援

認知症の人やその家族等への相談支援を継続すると共に、認知症の早期発見・予防につながるよう、専門機関とのネットワークの構築に努めます。

⑤ 広報活動

地域包括支援センターの周知と地域の方々への情報発信を目的に、パンフレット等を作成し、商業施設等で配布します。

令和4年度 鹿沼南地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

地域の身近な相談窓口として、地域でご本人らしい生活が継続できるよう、地域の方々や関係機関等と連携した活動を進めていきます。

① 介護予防活動

- ・地域の高齢者の交流や健康増進が図れるよう、高齢者サロン等で介護予防教室の開催や協力を行います。
- ・開催にあたっては、地域の専門職や関係者との連携や協力を図ります。

② 認知症支援

・認知症のご本人、ご家族が安心して過ごせる居場所作り、相談、情報交換やリフレッシュが図れるよう「認知症カフェいちごの花」を介護者の会・地域ボランテイア・関係機関等と協力して開催します。開催にあたっては、感染予防に留意しながら実施します。

◇と き 毎月第3土曜日

◇ところ 北押原コミニュテイセンター

・認知症を地域で見守る地盤・体制作りができるよう、地域の要望やニーズに応じ、「認知症 サポーター養成講座」を開催します。本年度は南押原を重点地域として実施する予定です。

③ ケアマネジメント支援

・多様なニーズを持った高齢者を支援するため、質の高いケアマネジメントが地域で実践できるよう、担当地区内の居宅支援事業所、小規模多機能の介護支援専門員や関係者と協力し、定期的に気づきの事例検討会を開催します。本年度は4回の開催を予定します。

令和4年度 鹿沼西地域包括支援センター事業計画(独自事業)

〇センター独自の活動

地域に溶け込んだ地域包括支援センターとして、今後も自治会・民生委員・見守り隊・地域 ボランティア等と連携し、地域の高齢者をサポートしていきます。

- ①民生委員や自治会・地域住民、関係機関からの情報をもとに実態訪問調査を実施して、地域の独居・シルバー世帯の把握を行い、ニーズ把握や困難事例へのリスクマネジメントを 行います。
- ②介護支援専門員の相談に対応し、居宅介護支援事業所や関連機関との連携と、介護サービス利用者や未利用者の状況把握を行うとともに、必要時の助言や支援チーム構築の協力などを行います。

担当地域内の主任ケアマネと連携し、地域内の気づきの勉強会を開催します。

③介護予防の視点を重視し、各日常生活圏域にあるサロンや元気アップくらぶに参加して、 健康増進・維持ができるよう、市の出前講座を通じて協力します。 令和4年度第1回鹿沼市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター・地域包括支援センター運営協議会の役割と課題について

宇都宮短期大学 小野篤司

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。(介護保険法第115条の46第1項)

権利擁護業務

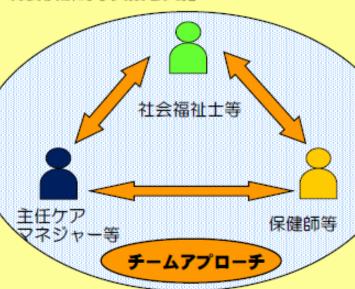
・成年後見制度の活用促進、 高齢者虐待への対応など

包括的・継続的ケアマ ネジメント支援業務

- 「地域ケア会議」等を通じた自立支 援型ケアマネジメントの支援
- ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- 支援困難事例等への指導・助言

総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、 制度横断的な支援を実施



全国で5,351か所 (ブランチ等を含め7,386か所)

※令和3年4月末現在 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ。 多面的(制度横断的)支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、 児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

介護予防ケアマネジメント (第一号介護予防支援事業)

要支援・要介護状態になる可能性の ある方に対する<u>介護予防ケアプラン</u> の作成など

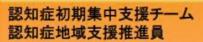
地域包括支援センターの機能強化

- 〇高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 〇市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- ○直営等の基幹型センターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 〇地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- ○地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



在宅医療·介護連携

地域医師会等との連携により、 在宅医療・介護の一体的な提供 体制を構築



早期診断・早期対応等により、認 知症になっても住み慣れた地域で 暮らし続けられる支援体制づくり など、認知症施策を推進

今後充実する業務については地域包括支援センター又は適切な機関が実施

<例>

- 基幹型センターに 位置づける方法
- ・他の適切な機関に委託して 連携する方法
- ・基幹的型センターと 機能強化型センターで分 担する方法 等



地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹型センター(※1) や機能強化型センター(※2)を位置づけるな どセンター間の役割分担・連携を強化

包括的支援業務介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善することにより、地域包括ケアの取組を充実

多様な参加の場づくりと

リハビリ専門職の適切な関与によ り、高齢者が生きがいをもって生 活できるよう支援

介護予防の推進



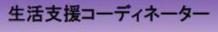
市町村

運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等



都道府県

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等



高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、多様な主 体による生活支援を充実



地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケ アマネジメントの充実と地域課 題の解決による地域包括ケアシ ステムの構築

※1 基幹型センター

(直営センターで実施も可) たとえば、センター間の 総合調整、他センターの 後方支援、地域ケア推進 会議の開催などを担う

※2 機能強化型センター

過去の実績や得意分野を踏まえて機能を強化し、他のセンターの後方支援も担う

「業務量が過大 81.6%」 「業務量に対する職員数の不足 70.2%」 「職員の力量不足 53.7%」 「関係機関との連携が十分でない 43.4%」 「職員の入れ替わりの早さ 22.1%」

:「業務量が過大」の場合の業務内容の詳細

「総合相談支援関わる業務 69.5%」 「指定介護予防支援に関わる業務 66.8%」 「地域におけるネットワークの構築に関わる業務 53.9%」

- <u>:自由記述(業務量が多い、時間的余裕がない、業務範囲が多</u> 岐にわたる、業務負担が大きい)
 - ・通常の業務で忙しく、新しい事業等に取組む余裕が無い
 - ・地域ケア会議など、業務量が増える一方で、相談・支援業務 や介護予防業務等に影響が出ている
 - ・業務の種類と量が多すぎる

- <u>:自由記述(地域・高齢者等の情報が得にくい、課題・実態把</u>握が困難)
 - ・地域での問題が起こる前に、独居高齢者等のアプローチを積極的にしていきたいが、個人情報の問題がある
 - ・行政との連携において個人情報保護の観点から、高齢者の支援または家族支援において情報の取り扱いや情報の共有が図りにくい
 - 担当する地域が広く、対象人口が多すぎるために地域のインフォーマルサービスを把握するきめ細かいアセスメントに至らない

- :自由記述(相談業務の増加、相談内容の多様化・複雑化)
 - 一人一人の抱える問題が深刻化しており、地域包括支援センターだけでは、対応できないケースが増加している
 - ・相談が複雑化しており、1 ケースに係る時間が長く業務も内 容も複雑化してきている
 - ・相談背景に家族間のトラブルや希薄性などの問題、精神疾患等も絡み、支援がより複雑に困難となっているケースが増えてきている

地域包括支援センター運営協議会

- ・センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている。
- ・<u>運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すこと。</u>そのため、センターが年度毎の事業計画を立て、業務の遂行状況を評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターの事業計画書等を評価する必要がある。
- ・センターの設置・変更・廃止などに関する決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。このため、利用者や被保険者の意見を反映させることができるよう、構成員を選定する必要がある。

地域包括支援センター運営協議会(所掌事務一部抜粋)

- ① センターの設置等に関する次に掲げる事項の<u>承認に関すること</u>ア センターの担当する圏域の設定
- イ<u>センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更</u>
- ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の 実施
- エ センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の
- 一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

地域包括支援センター運営協議会(所掌事務一部抜粋)

- ② センターの行う業務に係る方針に関すること 運営協議会は、市町村が示すこととされている<u>センターが行う業務に</u> 係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。
- ③ センターの運営に関すること
- ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書、b 前年度の事業報告書及び収支決算書 c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果、d その他運営協議会が必要と認める書類
- イ 運営協議会は、<u>市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、別に定める指標を踏まえて市町村が作成した基準に基づき、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価する</u>ものとする。

地域包括支援センター運営協議会(一部抜粋)

(運営全体に関するもの)

- a 組織·運営体制
- ・センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか
- ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
- ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
- ・ブランチ等との連携の向上につとめているか

b個人情報の保護

- ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。
- c 利用者満足の向上
- ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか
- ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか

d 公平性・中立性の確保

・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防 支援業務の委託先の選定を行っているか

地域包括支援センター運営協議会(一部抜粋)

(個別の業務に関するもの)

- e 総合相談支援業務
- ・相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか
- f権利擁護業務
- ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか
- ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
- h 介護予防に係るケアマネジメント
- ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
- i市町村事業との連携
- ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。
 - 上記のほか、市町村が必要と認めるもの

地域包括支援センター事業評価の活用

1. 評価の目的

地域包括支援センターの事業の質の向上に活かしていくこと

2. 評価を活用したPDCA

P:市町村は、地域包括支援センターの運営方針や支援方針を策定する それをもとに地域包括支援センターは、事業計画を策定する

D:事業計画にもとづき、地域包括支援センターは事業を実施する

C:評価指標を活用し、業務の実施状況や課題等の把握や分析を行う

A:実施できていない業務や未達成の目標への対応を検討して翌年のプランにつなげる

「令和元年度老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究 評価指標の手引き 令和2年3月」

地域包括支援センター事業評価の活用

3. 評価活用に期待する成果

- ・市町村や地域包括支援センターの強みや課題を把握する
- ・市町村や運営管理者が地域包括支援センターの実態や課題を把握する
- ・運営協議会が地域包括支援センターの実態や課題を把握する
- ・市町村と地域包括支援センターでの役割分担を明確にできる

「令和元年度老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究 評価指標の手引き 令和2年3月」

4. 分析方法

- なぜ○としたのか、なぜ×としたのか、その要因分析を話し合いなが 行う
- ・市とセンターでそれぞれ両者のギャップを確認する。ギャップがある項目について、その理由の分析、対応を検討する
- ・どのセンターが○が多いなど、評価結果の比較、センターの順位付け をしない

「令和元年度老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究 評価指標の手引き 令和2年3月」

5. 評価結果について共有する

- ・評価結果の原因をセンターに求めて第三者的に指導しない
- ・対話の場を設けることで、センターが×をつけた項目や、市とセンターでギャップのあった項目について、要因を共有する
- 毎年、すべてのセンターに対して評価後の対話の場を設けることが困難な場合、年度ごとに数センターずつ対話の場を設けるなど工夫して行う

「令和元年度老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究 評価指標の手引き 令和2年3月」

<u>6.地域包括支援センター運営協議会で報告・検討</u>

- ・評価結果を報告し、議論の活性化に活用する
- ・市は、委託費等の予算請求、人員体制強化のための予算請求、委託方 針の充実、見直し、業務マニュアルの作成など、業務改善や機能強化 につながる議題を提案する
- ・評価結果の報告だけではなく、各センターが取り組み等の報告など発言する機会を設けるなどの検討
- ・運営協議会の資料について、各種資料や評価結果について、分析・解 釈した資料を提示し、議論が深まるよう工夫する

「令和元年度老人保健事業推進費補助金老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究 評価指標の手引き 令和2年3月」

:鹿沼市の評価項目の一部抜粋

組織運営体制	7 センターにおいて3職種が配置されているか (市指標)
	8 センターの3職種一人当たり高齢者数の状況が 1,500人以下であるか(市指標)

評価の課題:

業務量が過大になっていないか、業務量の視点から適切な人員体制確保ができているかどうか

総合相談支援事業

23 1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか(市指標)

24 センターからの相談事例に関する支援要請に 対応したか(市指標)

評価の課題:

相談件数のほか相談内容、困難事例の状況、各センターが抱える困難事例について基幹型との共有、適切な支援ができているかどうか

地域ケア会議	38 センター主催の地域ケア会議の運営方法をセンター職員・会議参加者・地域関係機関に周知しているか(センター指標)
	45 センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか(市指標)
	44 センター主催地域ケア会議において地域課題に関して検討しているか(センター指標)
事業間連携	55 生活支援コーディネーター・協議体と地域に おける高齢者のニーズや社会資源について協議を しているか
/	

評価の課題:

各センターが担当する地域課題の把握、地域の関係機関・組織との連携ができているか

茨城県古河市 地域包括支援センター

古河市は、市内3か所に設置している。総和地区は直営型、古河地区・三和地区は委託型で運営し、高齢者の総合相談窓口として機能している。平成28年度に「高齢者サポートセンター」という愛称を定め、窓口表示をはじめ電話対応やチラシの配布等により、高齢者の総合相談窓口であることを市民に周知している。なお、令和3年度までは、2地区を委託(社協)、1地区を直営で実施。令和4年度からは、直営の1地区も特養に委託している。

1. 総合相談体制

市内3か所の地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように市民や関係機関からの相談を受け、どのような支援が必要か把握し、適切なサービスや関係機関及び利用につなげる等の支援を実施している。

(令和3年3月古河市高齢者いきいきプラン)

茨城県古河市 地域包括支援センター

2. 権利擁護

高齢者等が家族や介護者から受ける「高齢者虐待」について、市民や警察等関係機関からの通報や相談を随時受付して対応している。自ら権利主張や権利行使をすることができない高齢者、特に認知症高齢者等に対し、権利侵害の予防や対応、権利行使のための支援等を行い、尊厳ある生活が維持できるようにしている。支援を行うにあたり、法テラス等の司法の専門機関や「成年後見サポートセンターこが」、古河市虐待DV対策地域協議会等と連携を図ることで、より専門的な支援を行っている。

(令和3年3月古河市高齢者いきいきプラン)

茨城県古河市 地域包括支援センター

- 3. 包括的・継続的ケアマネジメントの支援 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種の連携により、 高齢者の状況変化に応じた適切な支援を長期的に行っている。介護支援専門員の技 術向上のための情報の発信、個々のサポートや困難事例の指導・助言を行っている。
- 4. 在宅介護支援センターの充実地域包括支援センターのブランチ(地域の窓口)として、市内8か所に設置している。24時間365日相談を受け、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢世帯などの見守りや実態把握、高齢福祉サービス等の申請代行の業務を行っている。多様化する相談や困難事例などに対しては、市内3か所の地域包括支援センターと連携し対応している。

また、介護支援講座を実施し、介護者の負担軽減を目指している。

(令和3年3月古河市高齢者いきいきプラン)

直営により基幹型センターを設置している例(山口県山口市の例)

支援センター

【概況】・人口:194.893人・高齢化率:26.6% (平成26年10月1日現在) 【地域包括支援センターの体制】:

> 基幹型地域包括支援センター : 1ヶ所(2分室を含む) (直営)

地域型地域包括支援センター

支援センター

: 5ヶ所 (委託) 基幹型 分室 分室 地域包括 地域包括 地域包括 地域包括 地域包括

支援センター

【職員体制】

支援センター

○ 基幹型(12名): 保健師 7名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 2名、事務職 2名 (うち2名認知症地域支援推進員)

○ 分室(4名づつ2ヵ所): 保健師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、

介護支援専門員等 1名(出向職員1名を含む)

○基幹型地域包括支援センターの役割

- 1 統括的機能・・・センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談 支援等活動推進のための体制づくり、センターの年間計画策定における 目標提示
- 2 地域ケア会議の推進・・・個別、地域別会議、市全域レベルの会議にお ける地域課題の共有、協議、ネットワーク化、事業への反映
- 3 認知症施策の推進・・・認知症地域支援推進員の設置、相談支援体制 の整備、関係機関のネットワーク構築
- 4 権利擁護業務・・・措置業務、成年後見制度における市長申立、高齢者 虐待の対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議・研修
- 5 在宅医療と介護の連携推進・・・在宅緩和ケア、認知症を中心とした医 療・介護の連携体制の構築、保健・医療・福祉の関係機関を構成員とし た組織への運営支援、多職種連携のための研修、市民啓発
- 6 人材育成支援・・・介護支援専門員への事例検討・研修、介護サービ ス提供事業者連絡協議会との共催による研修
- 7 地域包括支援センター業務評価・・・業務評価票による自己評価、評価 会議を行い、公正・中立的な運用とスキルアップを図る

○基幹型地域包括支援センターの設置経緯

支援センター

- 1 直営センターの開設当初から在宅介護支援センター職員を中心 に市への出向体制をとり、平成21年度から23年度にかけて順次 5ケ所へ委託。
- 2 直営センターを運用する中で、市において対応すべき業務(統括 業務、虐待等困難事例対応、ネットワーク形成等)を担う機関が必 要と判断し、直営の地域包括支援センターを基幹型に位置づけた。
- 3 中山間部には分室を直営で設置 (分室は、単独で圏域を持って地域型地域包括支援センター業務 を実施)

○基幹型地域包括支援センターの設置による効果

- 1 各地域包括支援センターとの連携の要となり、全センターの情報 把握、共通認識、意思統一が図りやすい。
- 2 把握した地域課題の解決に向け、市の内部関係部局及び関係機 関との連携が取りやすい。
- 3 医師会、介護サービス提供事業者、社会福祉協議会等関係機関 のネットワーク構築を円滑に進めることができる。



別紙資料3-6

地域包括支援センターの評価に係る取組事例(大阪府大阪市) ~行政の取組とセンター運営の相乗効果を狙うPDCAの仕掛け~

【基本情報】

管内人口	2,678,051人(うち要介護認定者数143,841人)
管内高齢者人口	634,763人
管内センター数	66ヶ所(すべて委託)

※基本情報は平成25年4月現在

【取組の経緯】

- 〇平成20年度から、各センター及びブランチに自己評価の仕組みを導入するが、事業実績や取組内容に差異が生じていたため、高齢者支援の質的標準化を図るための客観的かつ具体的な指標の必要性を認識。
- 〇市のセンター運営協議会に「評価部会」を設置し、具体的な評価項目や手法について検討。21年度から評価を開始。
- ○評価方法は、市独自で検討。毎年評価部会で、センターの評価結果を審議し、評価項目も毎年修正される。
- 〇市のセンター運営協議会は、「センターの応援団」である意識が強く、評価の導入は円滑に進んだ。

【取組の内容】

○評価については、「①包括事業実施基準(全センターに実施してほしい基本的項目)」と「②応用評価基準(専門性を評価する応用項目)」及び任意の評価として「③課題対応取組報告書(センター個別の課題に基づく項目を設定)」により評価を行う。(具体的な評価項目は別紙参照)

各区がセンターを訪問して実態確認をすることで、日頃の業務の中でセンターが抱えている課題や悩みを聞きだし、それを共有することで、区と包括との連携が深まり、区内の高齢者支援のためのネットワークづくりの強化を目指す。

- 〇各区の担当者と市の担当者ができるだけ共同して訪問調査を実施。
- ※「地域包括支援センター評価の手引き」を配布し調査の標準化を図っており、評価結果にばらつきがでないよう、できるだけ固定メンバーで実施
- ※評価結果をその場でセンター職員へ伝えており、双方が納得できるよう努めている
- ○評価結果について、各区のセンター運営協議会で審議。
- ○その後市のセンター運営協議会において、各区の審議結果を承認し、市及び各区のホームページで公表。
- ○センターは翌年度当初に、評価結果を踏まえた事業計画を作成。
- ※「事業実施基準(基本項目)」を満たしていないセンターがあれば改善取組計画書を提出

【取組の効果】

(行政の視点)

○区や市の担当者が各センターの実態を確認する過程で、センターが抱えている悩みや課題を行政と共有することができている。(区とセンターの連携が深まっている)

(センターの視点)

○評価結果が公表されること、また委託期間(大阪市は3年間)が決められていることから、センターは評価の仕組みを自らの事業のアピール材料として使いたいという意識が生まれ、業務の質が向上。

【その他、取組の工夫等】

- ○「応用評価基準」の項目は10項目の階層構造があり、すぐには取得できない。
 - 1項目目から1つずつ達成し、10項目目の「○」が取得して初めてネットワーク事業が完成するよう設定。委託期間の3年間で、その経過を見られるようにしている。
 - ※評価が高いセンターの取組を順次マニュアル化して取組を支援
- 〇行政がセンターを評価するだけでなく、センターが行政を評価する「地域包括支援センターに係る区の支援に関する チェックシート」も実施。結果を区の運営協議会に報告し、行政からセンターへの支援方策についても検討。

※「平成25年度老人保健健康増進等事業 地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書(三菱総合研究所)」を基に厚生労働省において概要をとりまとめた

